

フローチャート3 ～平成30年度版～
富山県主任介護支援専門員更新研修

- 研修対象者は、実施要領に記載の受講要件に該当し、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方です。
- 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が5年間となり、有効期間が満了する前に主任介護支援専門員更新研修を修了し、更新手続を行う必要があります。
 - 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅱ）を修了したとみなされます。
 - 原則として、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証は、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付されます。
- 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）した場合には、主任介護支援専門員も失効しますので、主任更新研修修了前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、先に、現任研修又は更新A研修（専門研修課程Ⅱ）を受講し、介護支援専門員証の更新手続を行ってください。（*30年度の主任更新研修は31年2～3月に修了予定です。）

23年度までに主任介護支援専門員になられた方。
経過措置：～31年3月31日

主任介護支援専門員資格 必要

主任介護支援専門員更新研修を受講してください。
*受講要件及び研修中に他介護支援専門員への指導事例（ご自身の受け持ち事例ではありません）の提出があります。
平成23年度までに主任介護支援専門員になられた方→30年度を受講・修了してください。
平成24～26年度に主任介護支援専門員になられた方→30・31年度を受講・修了してください。

※主任介護支援専門員更新研修については、受講要件により選考を行い、受講者を決定します。有効期間により優先されるものではありません。介護支援専門員証の有効期間切れ（失効）にご注意ください。

パターン1：介護支援専門員証の有効期間内及び経過措置中に受講。
パターン2：先に介護支援専門員証の有効期間内に現任研修又は更新研修（専門Ⅱ）を受講・修了、介護支援専門員証の更新をしてから、経過措置中に主任介護支援専門員更新研修を受講・修了する。

24～26年度に主任介護支援専門員になられた方。
経過措置：～32年3月31日

主任介護支援専門員資格 不要
（介護支援専門員資格は必要）

主任介護支援専門員更新研修の受講は必要ありません。

介護支援専門員として引き続き実務に従事する場合には、介護支援専門員証の有効期間中に現任研修又は更新研修A（専門研修課程Ⅱ）を受講・修了し、証の更新手続を行ってください。

27年度に主任介護支援専門員になられた方。
※経過措置はありません。
有効期間満了日 32年12月17日

主任介護支援専門員を更新する場合は、31・32年度の「富山県主任介護支援専門員更新研修」を受講してください。

今は、介護支援専門員に関する研修を受講する必要はありません。

介護支援専門員証は失効（主任介護支援専門員も失効）しても、登録は消除されません。
今後、介護支援専門員として実務に従事する場合には、再研修を受講・修了し証の交付を受けてから実務に就いてください。

28年度に主任介護支援専門員になられた方。
※経過措置はありません。
有効期間満了日 33年12月26日

主任介護支援専門員を更新する場合は、32・33年度の「富山県主任介護支援専門員更新研修」を受講してください。

※介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）した場合には、主任介護支援専門員も失効しますので、主任更新研修修了前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、現任研修又は更新研修A（専門研修課程Ⅱ）を受講し、介護支援専門員証の更新手続を行ってください。